

受給者だより

Vol.35

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成20年11月

事業状況	平成19年度決算等のお知らせ……………1
	平成20年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・支払機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／65歳を迎えられる方へ…………4
解説	年金と税金……………5
	年金時効特例法／65歳以降の年金受給の繰下げ…………6
	働き方と在職老齢年金の関係……………7
お知らせ	理事長・代議員交代のお知らせ……………8

平成19年度決算等のお知らせ

当基金の平成19年度決算等が、去る9月19日に開催された第92回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

平成19年度決算

年金経理

年金給付や年金資産の管理運用などを行う経理です。
資産額は時価により表示しています。

●平成19年度の収支状況（損益計算書）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

費用勘定 14,535,818,998円

年金給付費 支給した年金	2,679,622,891円
運用報酬・業務委託費等 信託銀行・投資顧問会社への運用手数料・業務委託費等	141,602,060円
移換金 企業年金連合会に移換した中途退会者の年金原資	203,236,805円
拠出金 企業年金連合会の行う支払保証事業への拠出金	1,243,366円
運用損失 年金資産運用における損失	5,698,559,876円
数理債務増加額 数理債務が前年度より増加した額	3,712,993,000円
最低責任準備金増加額 最低責任準備金が前年度より増加した額	1,133,761,000円
特別掛金収入現価減少額 特別掛金収入現価が前年度より減少した額	964,800,000円

収益勘定 14,535,818,998円

掛金等収入 事業主と加入員からの掛金	2,146,068,714円
受換金 企業年金連合会から受換した 再加入者の年金原資	22,915円
政府負担金 年金給付に対する政府からの負担金	188,929,135円
受入金 業務会計からの受け入れ	121,869円
別途積立金取崩金	4,300,000,000円
当年度不足金	7,900,676,365円

●資産と負債の状況(貸借対照表)

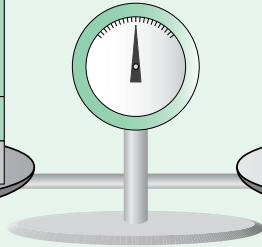
資産勘定 46,416,951,516円

負債勘定 46,416,951,516円

年金資産 31,061,577,151円
信託資産 30,473,039,854円
預貯金等 588,537,297円

特別掛金収入現価 7,454,698,000円

当年度不足金 7,900,676,365円



給付債務 41,271,860,000円
数理債務 6,650,646,000円
最低責任準備金 34,621,214,000円

支払備金等 824,149,707円

別途積立金 4,320,941,809円

(平成20年3月31日現在)

平成19年度 積立水準の検証

基金では、財政の健全性をチェックするために、毎決算時に年金資産の積立水準の検証を行っています。積立水準の検証には、①積立水準が必要額に達しているかどうか(継続基準の財政検証)、②加入員の年金受給権が確保されているかどうか(非継続基準の財政検証)

の2つの観点から行われます。当基金の平成19年度末の財政検証は、継続基準、非継続基準ともに基準値を下回る結果となりました。継続基準では緩和措置がとられたため、掛金の引き上げは回避することができました。非継続基準については、実施中の回復計画では回復が見込めないため、新たな回復計画を12月以降に策定予定です。

区分	当基金の積立水準		基準値
継続基準	純資産額	30,237,428千円	1.00以上
	責任準備金	34,621,214千円	
非継続基準	代行給付について	純資産額	1.05以上
		最低責任準備金	
	給付の全体について	純資産額	0.90以上 (平成24年度以降1.00以上)
		最低積立基準額	

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。事業の運営にあたっては経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

貸借対照表(平成20年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	47,448,031円	掛金収入	83,823,090円	現金・預貯金	98,698,020円	引当金	4,932,400円
代議員会費	1,248,198円	延滞金	1,114,400円	未収事務費掛金	8,686,620円	繰越剰余金	97,085,183円
機械処理経費	6,747,428円	受取利息及び配当収入	244,107円	未収金	1,740,400円		
繰入金	121,869円	雑収入	12,630円	有価証券	19,998,000円	当年度剰余金	27,273,355円
雑支出	2,355,346円	合計	85,194,227円	前払金	167,898円		
当年度剰余金	27,273,355円			合計	129,290,938円	合計	129,290,938円
合計	85,194,227円						

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉施設事業を行う会計です。業務会計同様、経費の縮減に努めました。

損益計算書(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

貸借対照表(平成20年3月31日現在)

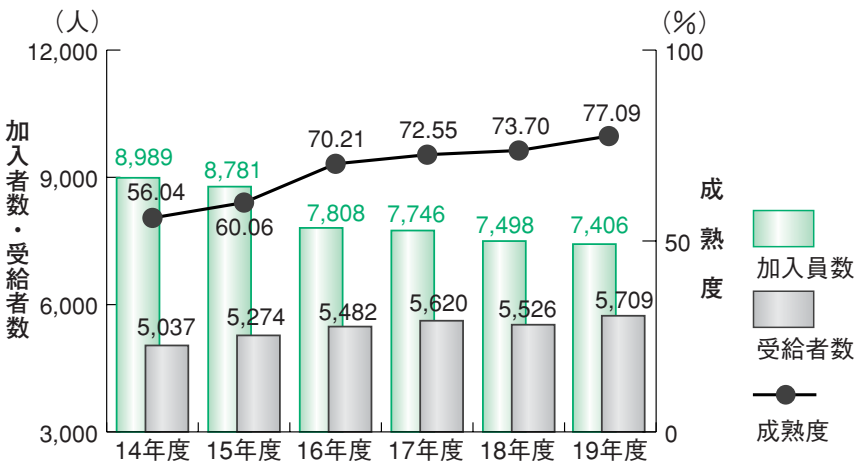
費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	6,349,078円	雑収入	1,223,383円	預貯金	56,137,237円	引当金	46,713,910円
福祉給付金	1,850,000円	当年度不足金	12,108,381円	未収福祉施設掛金	42,908円	基本金	972,648,405円
雑支出	5,132,686円			有価証券	472,769,376円		
合計	13,331,764円	合計	13,331,764円	仮払金	519,800円		
				固定資産	477,784,613円		
				当年度不足金	12,108,381円		
				合計	1,019,362,315円	合計	1,019,362,315円

事業状況

平成20年3月末の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	241事業所	△ 3事業所
加入員数	7,406人(男子 5,245人 女子 2,161人)	△ 92人
平均標準給与月額	312,120円(男子 345,484円 女子 231,143円)	1,664円
年金受給権者数	5,709人(男子 3,804人 女子 1,905人)	183人
平均年金額	485,667円(男子 584,404円 女子 288,505円)	10,089円
慶弔金支給件数・額	95件 185万円	10件 38万円

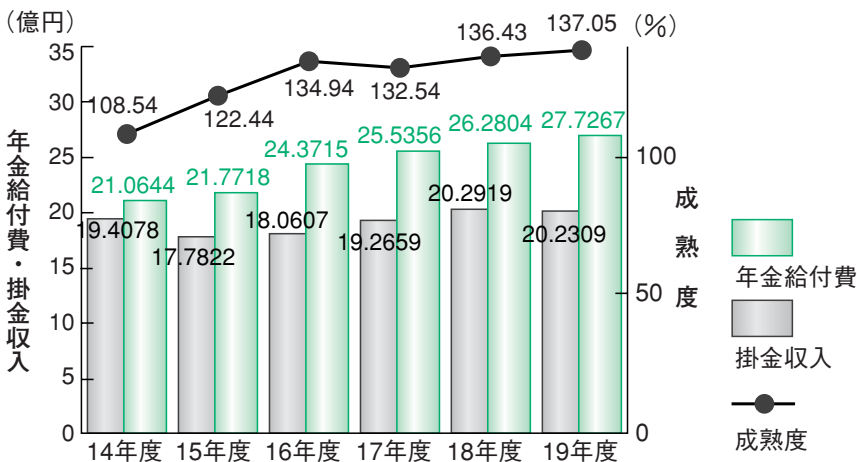
● 成熟度(受給者数/加入員数) 77.09%



● 成熟度とは
年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成19年度の状況は加入員1.30人で受給者1人を支える状況です。

● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 137.05%



(注) 平成19年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

※平成19年度の年金給付費は掛金収入の約130%に相当する状況です。

年金時効特例法

Q 年金の請求が遅れ、さかのぼって受ける場合、5年分までしか受けられないと聞きました。本当ですか？

A 厚生年金などの公的年金は、受給資格を満たし、一定年齢に達すると受けられますが、裁定請求という手続きが必要です。

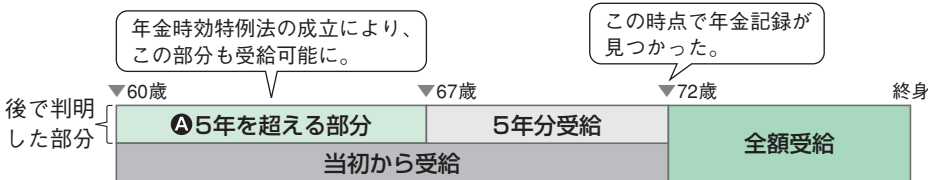
手続きが遅れた場合、さかのぼって年金を受けることができます。ただし、年金を受ける権利は5年で時効になるので、5年より前の分については受ける権利がなくなってしまいます。

平成19年7月に「年金時効特例法」が施行され、年金記録が訂正された場合については、5年より前の期間分の年金（図1—例1・2のAの部分）についても全額受けられることになりました。なお、年金時効特例法の施行日前に年金記録が訂正され、その記録に基づいて受給したものの、時効により支給されなかった部分がある場合、その部分についても支給されます。

ただし、年金時効特例法の施行日以後であっても、請求手続きが遅れただけの場合は、従来どおり、年金を受ける権利は5年で時効になります。

図1 年金記録が訂正された場合

例1 60歳から年金を受給。72歳時に、年金記録の訂正により年金額が増えた場合



例2 72歳時に、年金記録の訂正により年金を受ける権利が発生した。本来、60歳から年金を受けられるはずだった場合

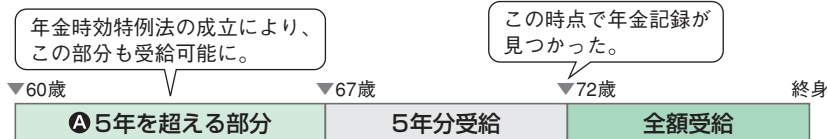
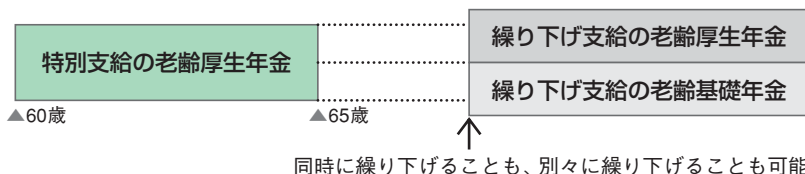


図2 繰下げ方法（昭和17年4月2日以後生まれの場合）



65歳以降の年金受給の繰下げ

Q 私は、現在62歳の男性です。60歳から年金を受けていますが、65歳以降、年金の受給を繰り下げることができるそうですね。どうですか？

A 受給を繰り下げることができるのは、65歳からの年金です。ただし、受給権が発生した時期により、繰下げの方法等が異なります。

平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した人（主に昭和17年4月2日以後生まれ）は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時にまたは別々に繰り下げることができます（図2参照）。

平成14年4月1日から平成19年3月31日までに老齢厚生年金の受給権が発生した人（主に昭和12年4月2日～昭和17年4月1日生まれ）は、老齢基礎年金を繰り下げることができますが、老齢厚生年金を繰り下げることができません。

年金を繰り下げして受けると、その期間に応じた年金額が増額されます。増額率は、昭和16年4月2日以後生まれの人は、繰下げ1カ月につき0.7%ずつ増額されます（8.4%～42.0%）。昭和16年4月1日以前生まれの人は、年単位で増額されます（12%～88%）。

なお、厚生年金基金から年金を受けている人が、老齢厚生年金の受給を65歳以降に繰り下げた場合、厚生年金基金にもその旨ご連絡下さい。ご連絡いただけない場合、厚生年金基金の基本年金が過払いされることとなり、後日返金していただくこととなりますのでご注意ください。

働き方と在職老齢年金の関係

60歳以降、年金を受けながら働いていると、年金の一部または全部が支給停止される場合があります。このしくみを在職老齢年金制度といいます。

ただし、働き方によっては給与と在職中の年金が減額されず、そのまま受けられる場合もあります。働き方の違いによる、在職老齢年金との関わりを見てみましょう。

60歳以降の在職中の年金はどうなる？

60歳以降、会社に勤務し厚生年金の被保険者である人が、年金（老齢厚生年金）を受けていると、年

金の一部または全部が支給停止されます。

●60歳代前半（60～64歳）の在職老齢年金

年金が支給停止されるのは、「年金月額（基本月額）※1」（基金の代行部分含む）と「総報酬月額相当額※2」の合計額が28万円を超える場合です。28万円を超えた場合、基本月額と総報酬月額相当額により年金支給停止額が決まります。

※1 加給年金額を除く60歳代前半の老齢厚生年金額 ÷ 12

※2 給与（標準報酬月額）＋直近1年間の賞与（標準賞与額）の総額 ÷ 12



●65歳以降の在職老齢年金

年金が支給停止されるのは、「年金月額（基本月額）※1」（基金の代行部分含む）と「総報酬月額相当額※2」の合計額が48万円を超える場合です。48万円を超えた額の1/2が年金から支給停止されます。70歳以上の在職者も、厚生年金保険料の負担は必要ありませんが、同様の方法で支給停止されます。

※1 加給年金額、経過的加算額、繰下げ加算額を除く老齢厚生年金額 ÷ 12

※2 給与（標準報酬月額）＋直近1年間の賞与（標準賞与額）の総額 ÷ 12



厚生年金に加入する人、しない人

60歳以降、年金を受けながら会社に勤務している人は、年金が支給停止されることがありますが、厚生年金に加入しない（被保険者にならない）形態で働けば、支給停止されることはありません。

ただし、国の年金制度である厚生年金保険は原則強制加入で、法人の会社に勤める人は厚生年金の被保険者となります。一方、働いていても厚生年金の

被保険者とならない例として、「短期間労働者」、「勤務日数や時間が一般社員の4分の3未満」（パート、アルバイト、嘱託等）、「個人事業の事業主」などが挙げられます。

法人の会社に勤める70歳以上の人は、厚生年金の被保険者とならないものの、65歳以降の在職老齢年金のしくみが適用されます。

基金の年金と在職老齢年金

当基金の年金についても、国同様に在職老齢年金のしくみが適用されます。60歳以上で在職している方の基金の年金は、国の在職老齢年金の計算により算出された支給停止額が、国の「老齢厚生年金」の額を超えた場合、当基金の年金も支給停止対象とな

りますが、65歳以上の方の「プラスアルファ部分」については、在職老齢年金のしくみを適用しておりませんので、支給停止対象にはなりません。

ただし、当基金を脱退されている場合、当基金からの年金は、在職による支給停止はされません。

年金時効特例法

Q 年金の請求が遅れ、さかのぼって受ける場合、5年分までしか受けられないと聞きました。本当ですか？

A 厚生年金などの公的年金は、受給資格を満たし、一定年齢に達すると受けられますが、裁定請求という手続きが必要です。

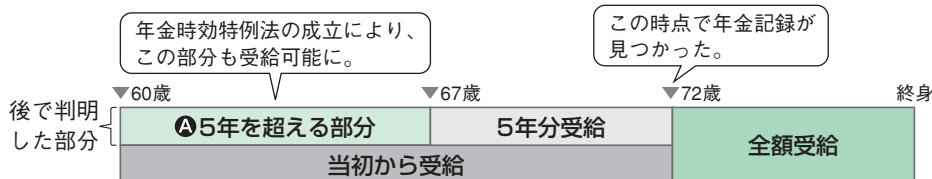
手続きが遅れた場合、さかのぼって年金を受けることができます。ただし、年金を受ける権利は5年で時効になるので、5年より前の分については受ける権利がなくなってしまいます。

平成19年7月に「年金時効特例法」が施行され、年金記録が訂正された場合については、5年より前の期間分の年金（図1—例1・2のAの部分）についても全額受けられることになりました。なお、年金時効特例法の施行日前に年金記録が訂正され、その記録に基づいて受給したものの、時効により支給されなかった部分がある場合、その部分についても支給されます。

ただし、年金時効特例法の施行日以後であっても、請求手続きが遅れただけの場合は、従来どおり、年金を受ける権利は5年で時効になります。

図1 年金記録が訂正された場合

例1 60歳から年金を受給。72歳時に、年金記録の訂正により年金額が増えた場合



例2 72歳時に、年金記録の訂正により年金を受ける権利が発生した。本来、60歳から年金を受けられるはずだった場合

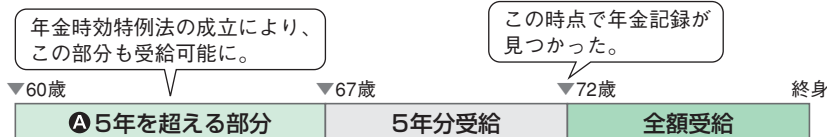


図2 繰下げ方法（昭和17年4月2日以後生まれの場合）



同時に繰り下げすることも、別々に繰り下げすることも可能

65歳以降の年金受給の繰下げ

Q 私は、現在62歳の男性です。60歳から年金を受けていますが、65歳以降、年金の受給を繰り下げることができるそうですね。どうのことですか？

A 受給を繰り下げることができるのは、65歳からの年金です。ただし、受給権が発生した時期により、繰下げの方法等が異なります。

平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した人（主に昭和17年4月2日以後生まれ）は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時にまたは別々に繰り下げることができます（図2参照）。

平成14年4月1日から平成19年3月31日までに老齢厚生年金の受給権が発生した人（主に昭和12年4月2日～昭和17年4月1日生まれ）は、老齢基礎年金を繰り下げることができますが、老齢厚生年金を繰り下げることができません。

年金を繰り下げして受けると、その期間に応じた年金額が増額されます。増額率は、昭和16年4月2日以後生まれの人は、繰下げ1カ月につき0.7%ずつ増額されます（8.4%～42.0%）。昭和16年4月1日以前生まれの人は、年単位で増額されます（12%～88%）。

なお、厚生年金基金から年金を受けている人が、老齢厚生年金の受給を65歳以降に繰り下げた場合、厚生年金基金にもその旨ご連絡下さい。ご連絡いただけない場合、厚生年金基金の基本年金が過払いされることとなり、後日返金していただくこととなりますのでご注意ください。

働き方と在職老齢年金の関係

60歳以降、年金を受けながら働いていると、年金の一部または全部が支給停止される場合があります。このしくみを在職老齢年金制度といいます。

ただし、働き方によっては給与と在職中の年金が減額されず、そのまま受けられる場合もあります。働き方の違いによる、在職老齢年金との関わりを見てみましょう。

60歳以降の在職中の年金はどうなる？

60歳以降、会社に勤務し厚生年金の被保険者である人が、年金（老齢厚生年金）を受けていると、年

金の一部または全部が支給停止されます。

●60歳代前半（60～64歳）の在職老齢年金

年金が支給停止されるのは、「年金月額（基本月額）※1」（基金の代行部分含む）と「総報酬月額相当額※2」の合計額が28万円を超える場合です。28万円を超えた場合、基本月額と総報酬月額相当額により年金支給停止額が決まります。

※2 給与（標準報酬月額）＋直近1年間の賞与（標準賞与額）の総額÷12

※1 加給年金額を除く60歳代前半の老齢厚生年金額÷12



●65歳以降の在職老齢年金

年金が支給停止されるのは、「年金月額（基本月額）※1」（基金の代行部分含む）と「総報酬月額相当額※2」の合計額が48万円を超える場合です。48万円を超えた額の1/2が年金から支給停止されます。70歳以上の在職者も、厚生年金保険料の負担は必要ありませんが、同様の方法で支給停止されます。

※2 給与（標準報酬月額）＋直近1年間の賞与（標準賞与額）の総額÷12

※1 加給年金額、経過の加算額、繰下げ加算額を除く老齢厚生年金額÷12



厚生年金に加入する人、しない人

60歳以降、年金を受けながら会社に勤務している人は、年金が支給停止されることがありますが、厚生年金に加入しない（被保険者にならない）形態で働けば、支給停止されることはありません。

ただし、国の年金制度である厚生年金保険は原則強制加入で、法人の会社に勤める人は厚生年金の被保険者となります。一方、働いていても厚生年金の

被保険者とならない例として、「短期間労働者」、「勤務日数や時間が一般社員の4分の3未満」（パート、アルバイト、嘱託等）、「個人事業の事業主」などが挙げられます。

法人の会社に勤める70歳以上の人は、厚生年金の被保険者とならないものの、65歳以降の在職老齢年金のしくみが適用されます。

基金の年金と在職老齢年金

当基金の年金についても、国同様に在職老齢年金のしくみが適用されます。60歳以上で在職している方の基金の年金は、国の在職老齢年金の計算により算出された支給停止額が、国の「老齢厚生年金」の額を超えた場合、当基金の年金も支給停止対象とな

りますが、65歳以上の方の「プラスアルファ部分」については、在職老齢年金のしくみを適用しておりませんので、支給停止対象にはなりません。

ただし、当基金を脱退されている場合、当基金からの年金は、在職による支給停止はされません。

理事長交代のお知らせ.....

理事長が平成20年10月1日付で、渡邊宏男氏から、社団法人東部硝子工業会会長で当基金の理事である鈴木竹敏氏（株式会社鈴木）に交代しました。

渡邊元理事長は、理事として平成22年5月まで在任期間を継続することが、理事会で承認されました。

代議員交代のお知らせ

福島浮敏氏（株式会社スマイルドラッグ）が退任し、平成20年9月1日付けで中村健二氏（株式会社スマイルドラッグ）が代議員に就任されました。

ガラス基金ホームページ

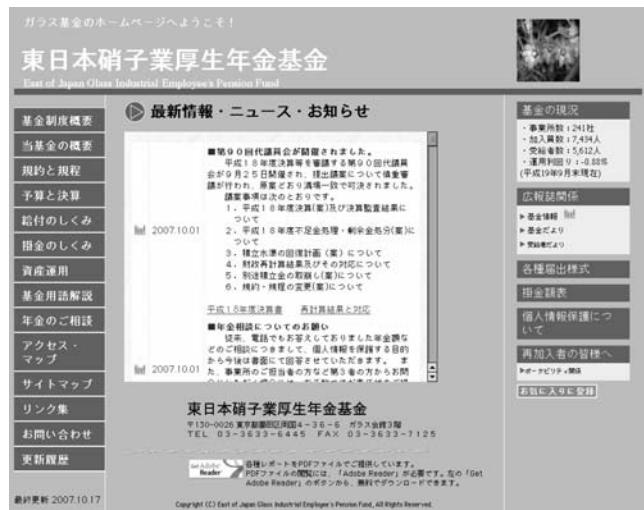
東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

開設内容

- 基金の概要
 - 基金の現況
 - 規約と規程
 - 広報誌関係
 - 予算と決算
 - 各種届出様式
 - 給付のしくみ
 - 掛金額表etc
 - 年金のご相談
 - 掛金額表etc
- (24時間)

アクセスは

<http://www.glskkn.com/>



「年金はいくらもらえるの?」「在職年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、ファクシミリ、手紙、
当基金ホームページ等によりご利用ください。
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
E-mail info@glskkn.com

